

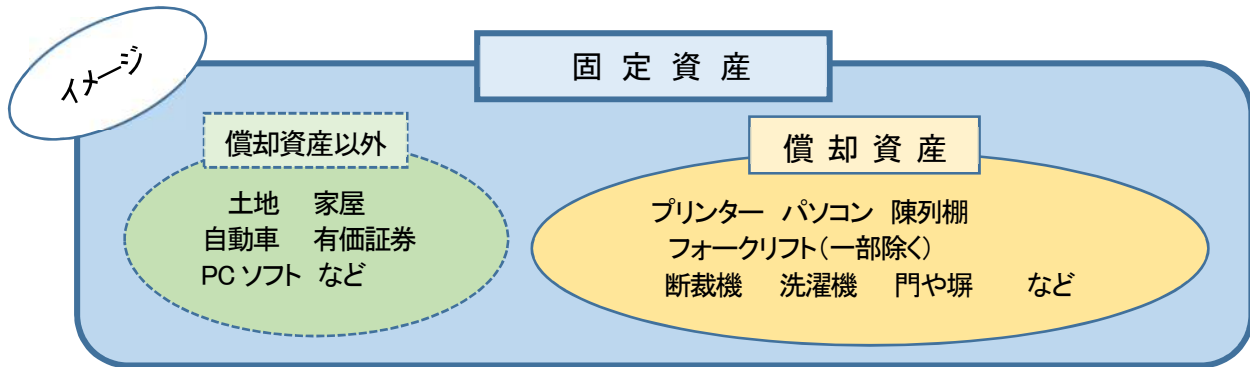
## 【償却資産の整理は年内に！】

みなさま、こんにちは。税務第二部の佐々木です。  
今回のカンタン解説は、12月号ということもありますので、  
年明け1月の償却資産税申告に向けた解説をしていきたいと思ひます。



### ○「償却資産(税)」とは

償却資産とは、**事業用資産で10万円以上のもの(土地や家屋、有価証券などを除く)**をいい、償却資産税は、この償却資産に対して掛かる税金をいいます。ご存じ無い方は下記図がイメージしやすいですので、ご覧下さい。



### ○「納税額の計算」と「申告」

償却資産税の税額は、下記の計算方法によって計算され、資産所在地の市区町村によって課税されます。

$$\text{償却資産税} = \text{課税標準額の合計額} \times \text{税率}$$

※税率は各市区町村によって異なりますが、東京23区や大体の自治体では「**1.4%**」です。  
課税標準額とは資産ごとに償却資産税用に計算し償却した後の未償却残高をいいます。

ただし、**課税標準額の合計額が150万円未満の場合には免税**となります。つまり、償却資産をあまり保有していない場合には、**償却資産税は0円**となるわけです。

償却資産というのは、上記の図の通り、備品や機械、構築物などが該当します。これらは、登記される土地や家屋と異なり、市区町村では所有者を把握できないため、「持っています！」と所有者が申告をしなければなりません。  
なお、**上記のように償却資産税が0円であったとしても**、申告の義務は免除されませんのでご注意ください。

この申告は、**1月1日時点で保有している償却資産が対象**となり、**申告期限は1月末日**となっています。  
そのため12月末までに処分(除却)しておきますとその分は翌年において課税されないということになります。  
もし処分が保留になっている償却資産がありましたら、大掃除のついでに処分してしまいましょう！

また、12月のこの時期に、既に除却したものがないか、新たに購入したものがないかなど、今一度、整理されてはいかがでしょうか。1月の申告に余裕が持てますよ。

### ○補足(申告の対象から外れる償却資産)

10万円以上20万円未満の償却資産を、一括償却資産として3年で償却している場合は償却資産税の対象外になります。しかし、これを30万円未満の少額減価償却資産として全額を経費としている場合や普通の減価償却をしている場合には金額にかかわらず償却資産税の対象になります。

減価償却方法の選択によって課税されるかが変わってきますので、もしご不明な点などがございましたら、弊社担当者までご連絡下さい。

(税務第二部/佐々木 大輔)